

## 経営者保証のしくみが変わります！

### 経営者保証を提供しないことを 事業者が選べる制度が始まります

#### 経営者保証とは

中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となることです。企業が融資の返済ができなくなった場合、経営者個人が企業に代わって返済することを求められます。

#### 事業者選択型経営者保証非提供制度

信用保証協会の保証付融資において、一定の要件を満たす場合に、信用保証料を上乗せすることで、借入時の経営者保証を提供しないことを事業者が選択できる制度です。

都の制度融資では、全てのメニューで経営者保証の提供しないことを選べるようになります。信用保証料の補助がある場合には、上乗せ後の信用保証料に対して補助します。

#### ご利用いただける要件

(1) 法人から代表者への貸付等がないこと

(2) 決算書等を金融機関に提出していること

(3) 次のいずれかを満たすこと

① 直近の決算で債務超過でない

② 直近2期の決算で連続して減価償却前経常利益が赤字でない

#### 保証料率

上記(3)①及び②のいずれも満たす場合

信用保証協会が定める保証料率に0.25%上乗せ

上記(3)①及び②のいずれか一方を満たす場合

信用保証協会が定める保証料率に0.45%上乗せ

都制度融資「事業一般（経営者保証非提供促進型）」では、上乗せとなる信用保証料に対して国から補助（0.15%）があります。

詳しくは、制度融資取扱指定金融機関、東京信用保証協会までお問い合わせください。

（東京都産業労働局金融部金融課でも相談を受け付けています 電話03（5320）4877）

